

2024年3月24日、NHK 第2放送「宗教の時間」（塩尻和子担当箇所）

イスラームとユダヤ教（その1）

1. 最後のアブラハムの宗教、イスラーム

イスラームは、共通の祖アブラハムに由来する三つの一神教の最後の宗教として発生した。イスラームはユダヤ教・キリスト教の伝統を受けついで成立した3番目の「アブラハムの宗教」である。この3宗教の間では、ヘブライ語聖書（旧約聖書）・新約聖書・クルアーンの間に共通の記述や解説があり、イスラームではこれら3宗教の信徒を「啓典の民」と呼ぶ。ユダヤ教・キリスト教・イスラームの三宗教は、「セム的伝統」を共有する兄弟宗教である。特に強調されるのが「同じ神を崇拝する」と「共通の聖典を用いる」という点である。（ただし、ユダヤ教とキリスト教を兄弟宗教と認識しているのは、イスラームだけである。）

イスラームの信仰告白は「神のほかには神はない、ムハンマドは神の使徒である」というものであるが、最初の文章は、キリスト教とユダヤ教に共通の一神教の告白であり、これに「ムハンマドは神の使徒である」と第二の文章を組み合わせて、初めてイスラーム独自の告白文となる。「神の使徒」とは、預言者の中で、特に神からみ言葉を授かった者を指し、ノア、アブラハム、モーセ、イエス、ムハンマドの5名は使徒とされる。

ユダヤ教では神が、ユダヤ人が弱小の民であったがゆえに、彼らを選んだとされ、ユダヤ教徒は「神の選民」とみなされる。3千年近い長い歴史の中で混血が進み、ユダヤ人とは民族ではなく、「ユダヤ教を信じる人々」という意味となった。キリスト教とイスラームは当初から人間なら誰もが信者になれるとする「世界宗教」としての性格を持っているが、ユダヤ教の「選民思想」だけは独自の立場である。そのために、イスラーム社会では啓典の民に対して厳格な規定はあったものの、キリスト教徒とユダヤ教徒を「兄弟宗教の民」として、平和的共存が可能であった。

特に、ユダヤ教とイスラームには、日常生活・宗教儀礼・戒律・社会生活などの点において、共通点が多くみられる。特に生活習慣などが近いこともあって、近年までイスラーム社会ではユダヤ人を隣人として、平和的な普段の交流が続いていた。歴史的に見ても、背景にビザンツ帝国が控えるキリスト教徒に比べて、少数派であったユダヤ教徒に対しては、イスラーム政権の柔軟な対応が続き、彼らは国際社会を東西に駆け巡って金融や商業などの分野で自由に活躍ができた。

イスラームでは「相互扶助」の実行を、基本的な儀礼である五行（信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼）のなかに喜捨（ザカー）という義務行為として設定している。対象とされるのはイスラーム教徒だけではなく、多神教のゾロアスター教徒やヒンドゥー教徒などにまで及んでいた。

創唱者のムハンマドは最後の最高の預言者として尊敬されるが、「飯を食べ、市場を歩く人」というまったく普通の人間であるとされる。イスラームの初期から、一旦廃れたギリシア文明を引き継いで、「現代文明の礎」となるイスラーム文明が次々に発展したが、この文明発展の成功もユダヤ教徒の参加が大きな成果につながった。近現代のイスラームとユダヤ教の歴史では、オスマン帝国の支配をへて、1948年のイスラエル建国まで、概ね平和的な共存が続いていた。

2. イスラームの保護民政策

啓典の民と保護民政策（ユダヤ教との共存に関する重要な視点）

第2代正統カリフ、ウマル・イブン・ハッターブ（592－644）の代に成立した「保護民規定」では、キリスト教徒やユダヤ教徒を始め、当時の様々な一神教を取り締まるために、宗教活動や宗教施設の建設の可否に始まり、職業や衣類、馬などの乗り物に関する日常生活に至るまで、文面では厳しい制限が設定されていたが、その厳しさの度合いは支配者の判断によって変化し、全体的に柔軟な制度であった。

しかし、ユダヤ教徒の中には、その学問的能力を認められ、王宮でカリフや国王の顧問や側近を務める者もあり、たちまち日常生活の規定も柔軟になった。禁止したはずの礼拝所や学問所の建設も、いつの間にか許可されていた。時代が進むにつれて、一神教の枠から離れた仏教、ヒンドゥー教、ゾロアスター教などの多神教も含まれ、各種の宗教文化が混在するようになり、イスラーム支配下の経済的文化的な発展が促進された。この平和的共存は1258年のモンゴル襲来によって、アッバース朝が崩壊したために一時的に中止されたが、やがて大小のイスラーム国家の成立により、オスマン帝国の時代まで存続した。

3. ユダヤ教徒とイスラーム教徒との関係

ムハンマドが乞われてマッカの隣町マディーナへ移住した直後は、周辺地域にするユダヤ教徒の集団と抗争事件が頻発したために、初期のクルアーンには「イスラエル人達よ」と言う呼びかけで、厳しい叱責が書かれているが、現実には、啓典の民の中では、イスラーム教徒はユダヤ人と最も親しく交流することができた。イスラームでは、ユダヤ教徒とキリスト教徒を神が啓示した同種の聖典をもつものとして「啓典の民」（聖典の民）と呼び、イスラームの支配地域では一定の税金（人頭税、ジズヤ）を科して信教、居住、職業、移動の自由を保障し、「保護民」とした。イスラーム支配地域の税金としては、その他に、土地を持つ全住民に課す地稅（ハラージュ）があり、土地を所有する者は「啓典の民」もイスラーム教徒も、同様に地稅を払う義務があった。

初期イスラームの急速な拡大の理由としては、このようにイスラームの支配が、当時のビザンツ帝国の支配に比べて政治的な抑圧が少なく、税金の率も低かったということが挙げられる。また実質的に信教の自由を認めており、宗派間の論争（特にキリスト教の三位一体論）には関与しなかったため、中東地域の非カルケドン派（カルケドン会議で認められ、大多数のキリスト教会が支持した三位一体論を受容しないキリスト教徒、コプト教会やシリア教会などの東方教会）がイスラームによる支配を支持したことも大きな理由である。

「右手にクルアーン（コーラン）、左手に剣」という誤解と偏見に満ちた表現は、イスラームを説明するために良く使用される用語であるが、キリスト教側の敵視政策（特に十字軍時代）によって発出されたものである。イスラーム側が武力を背景に改宗を迫った事実は、ほとんど見られない。イスラーム政権にとっては、啓典の民などの保護民から得られる人頭税の収入は国庫にとって非常に重要であり、この収入が減少することは大問題であった。そのために啓典の民のイスラームへの改宗を勧めてはいなかったのである。初期のマッカ時代のムハンマドは、常に暗殺の危険から逃げ惑っていたが、近隣のヤス

リブの住民から、住民同士の不和の仲介を依頼され、マッカの敵から逃れるためにも、ヤスリブへ移住することになった。この移住（ヒジュラ）は成功し、ヤスリブ（現在のマディーナ）で本格的に教団を設立することができ、イスラームは大転回を迎えた。

そのため、西暦 622 年の元日 7 月 16 日をヒジュラ暦（イスラーム暦）元年としたのである。この移住、ヒジュラによって、イスラームは名実ともに世界宗教への道を歩むことになった。ムハンマドはマディーナ（預言者の街）の人々に対して宗教的指導者であるばかりでなく、政治的指導者としても能力を発揮し、宗教集団は同時に政治集団ともなった。

まもなくムハンマドは故郷のマッカを征服し、632 年にマディーナで死去したが、その後、イスラームの支配地域は急速に拡大した。641 年に当時ビザンティン帝国の支配下にあったエジプトを征服し、661 年にダマスカスを首都とするウマイヤ朝と、749 年にバグダードを首都とするアッバース朝が相次いで成立した。711 年にはウマイヤ朝のイスラーム軍がスペインへ侵攻し、755 年にコルドヴァに後ウマイヤ朝が成立すると、1492 年にキリスト教徒側の領土回復運動（レコンキスタ）が成功するまでのほぼ 800 年近くの間、イスラームはアンダルシア地方を中心にイベリア半島を支配し、当時では最も進んだ科学技術を導入して、ヨーロッパの文明形成に大きな影響を与えた。

4. イスラームの基本的な教義 90%以上の信者を擁するスンナ派の教義

イスラームの基本的な宗教儀礼である五行（信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼）のなかに喜捨（ザカー）という義務行為が入っていることは、重要な点である。「喜捨」とは、一種の宗教税のようなものであるが、この資金は信仰する宗教を問わず、貧困にあえいでいる人々や未亡人、旅人などのために使用される、いわば隣人愛の資金となるものである。

イスラームの義務の教え「六信・五行」の特徴を簡潔に表現すれば、「神への絶対服従」「人類の平等」「相互扶助」となる。ユダヤ教との差異があるとすれば、ユダヤ教の「選民思想」のみとなるかも知れない。唯一の神と人間が向き合う単純で明快な教義で、キリスト教のように神と人間を仲介する「神の子」や「メシア」など、救世主の思想はない。

創唱者のムハンマドは最後の最高の預言者として尊敬されるが、「飯を食い、市場を歩く人」というまったく普通の人間として描かれている。生涯に数度結婚をして、子供もいる。

神と人間を結びつけるものとして戒律、イスラーム法を重んじる。その点ではユダヤ教に近い。

イスラーム法は、宗教生活のみならず、人間の日常生活のすべてに深く関わる戒律であり、非常に厳しい倫理的規範である。「政教一致」が理想とされるが、政治・社会にも宗教の倫理が実行されることを理想とするものであり、聖職者階級が政治を牛耳ることを意味するものではない。もともと、教会もなく、聖職者制度も存在しない。ウラマーまたはイマームとよばれる宗教法の専門家は存在するが、彼らの発言には、宗教的な権威はない。また、モスクでは会員制度もなく、礼拝の時間が来たら、最寄のモスクで礼拝をすればよい。

イスラーム法は以下の特徴を持っている。

- ①クルアーン（神の言葉）、スンナ（預言者ムハンマドの生前の言行録）、イジュマー（信徒の見解の一致）、キヤース（法学者による類推）を法源として制定される宗

教法である。

- ② 神が決めた法であり、市民法や実定法などのように改変することは不可能であるが、しかし一定の範囲内で時代や地域に合わせて自由に解釈することができる。
- ③ 9世紀の中頃までに成立した4法学派の基本的学説を固定し、それを遵守する体制を現在まで採っているが、この4学派間では法判断にかなりの相違があり、信徒は自分に合う学派を比較的自由に選ぶことができる。
- ④ よく知られている戒律に、豚肉を食べない、酒類を飲まない、正規の方法で屠殺されなかった肉は食べない、などがある。またイスラー社会の特徴として、男女の隔離や女性のヴェール姿などもこの法の解釈によるものである。(ユダヤ教の正統派や超正統派の女性にも、イスラーム女性に似た習慣が見られる。)
- ⑤ 政教一致が理想とされるために、現在でもサウジアラビア(最も保守的なハンバル学派を採用)など、宗教的な保守派の国はこの法を国家の法として採用しているが、近代的な市民法を敷いている国・地域でも、特に、婚姻、離婚、財産相続、子女養育などの家族法の分野では、今日でもイスラーム法が大きな力を持っている。